

放課後児童クラブ利用児童保護者 各位

行橋市教育委員会教育長

放課後児童クラブにおける新型コロナウイルスの対応について
(6月1日改訂)

学校再開に伴い、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、放課後児童クラブにおいては、下記のとおり取り扱うこととしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 感染症対策の徹底について

- (1) 手洗いや咳エチケット等の徹底について、ご家庭でも指導をお願いします。
- (2) 児童クラブ利用時はマスクを着用するようお願いします。
- (3) 登所(校)前の健康状態の確認(検温等)を行うようお願いします。

2 児童クラブの利用について

(1) 次の場合は児童クラブをご利用できません。

- ① 発熱等の風邪の症状がある場合
 - ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)、高熱などの強い症状がある場合
 - ③ 新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
 - ④ 濃厚接触者であることが確認された場合。この場合、ご利用できない期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を基準とします。
- ※ 児童クラブ利用時に発熱等の風邪症状がみられた場合は、保護者の方のお迎えをお願いします。
- ※ 比較的軽い風邪症状が続く、又は②の場合は、保健所に相談してください。また、保健所に相談した場合及び③、④の場合、児童クラブにも連絡をしていただくようお願いします。

(2) 次の場合は児童クラブのご利用を控えてください。

- ① 同居の保護者等が濃厚接触者に特定された場合

3 臨時休所について

- (1) 児童が通う**学校又は児童クラブ**において、新型コロナウイルスの感染者が確認された場合は、臨時休所とします。この場合、児童クラブの再開については、保健所と協議をして決定します。
- (2) その他、市内における新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて、必要と判断した場合は、臨時休所とします。